

広島県告示第五百六号

建築士及び建築士事務所の開設者を対象とする講習の指定に関する規程（昭和六十一年広島県告示第千六号）第三条第一項の規定によって、次の講習を指定した。

平成二十九年九月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

実施法人の 名称及び住所	公益社団法人広島県建築士会 （広島市中区千田町三丁目七番四七号）	
一般講習又は 特別講習の別	特別講習	
講習の名称	平成二九年度被災建築物応急危険度判定士講習会	
講習の対象者	建築士	
講習の実施日時 及び実施会場	実 施 日 時	実 施 会 場
	平成二九年一月二二日（水） 午後〇時三〇分～午後四時	広島県情報プラザ多目的ホール （広島市中区千田町三丁目七番 四七号）
平成二九年二月二日（火） 午後〇時三〇分～午後四時	広島県福山第一庁舎一四一会議 室 （福山市三吉町二丁目一番一号）	